



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ANAホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 片野坂 真哉  
(コード番号 9202 東証第1部)  
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室  
グループ総務・CSR部長 原 雄三  
( T E L . 0 3 - 6 7 3 5 - 1 0 0 1 )

### 当社取締役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において取締役の報酬制度を改定し、新たなインセンティブプランとして、業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 27 年 6 月 29 日開催予定の当社第 70 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することと致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 導入の背景及び目的

本制度は、取締役（社外取締役を除く。以下同じ）の報酬と中長期的な業績及び株式価値との連動性をより高め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社グループの中長期的な業績ならびに企業価値の向上に対する取締役の貢献意識を一層高めることを目的としたものであります。

なお、当社では、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、社外取締役、社外有識者が過半数を占める報酬諮問委員会を設けており、取締役会において報酬方針を決議する前に、同委員会において審議を行っております。

取締役に対する本制度の導入は、報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会決議を経た上で、本株主総会に付議致しますが、本株主総会において承認可決されることを条件としています。

これまで、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と業績の達成度等に応じて支給額が変動する「業績連動報酬」として金銭支給する「賞与」で構成してまいりました。今般、本制度を導入することにより、従来からある「基本報酬」と「賞与」に加え、「業績連動報酬」として株式等を交付する「株式報酬」で構成することとなります。なお、社外取締役の報酬は、従来どおり定額の固定報酬（月額報酬）のみとしております。

## 2. 本制度の概要

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を取締役報酬等の額の前払として当社株式が信託（以下、「本信託」という）を通じて取得され、連結業績目標の達成度等に応じて、本信託を通じて当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「株式等」という）が取締役に交付または給付（以下、「交付等」という）される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付等を行う時期は、取締役を退任した後に一括して行うものとします。

### (2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は、本制度の対象外）

### (3) 本制度に係る信託期間

平成 28 年 3 月末日で終了する事業年度中に本信託を設定してから本信託が終了するまで。

なお、本信託の信託期間については特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、取締役会決議に基づく本制度の廃止等により終了します。

### (4) 当社が本信託に拠出する金額

当社は、本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金として、1 事業年度あたり総額 100 百万円を上限として拠出し、本信託を設定します。

具体的には、当社は、平成 28 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、「当初対象期間」という）のための株式取得資金として、上限額 500 百万円を本信託に拠出します。

また、当初対象期間経過後も本制度が終了するまでの間、当社は原則として 5 事業年度ごとに、本制度に基づく取締役への株式等の交付等を行うために必要となることが見込まれる数の株式を取得するための資金として、5 事業年度分で合計 500 百万円を上限として本信託に追加拠出を行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出の対象 5 事業年度の直前の対象 5 事業年度の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与済みの株式ポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する交付が未了であるものを除く）及び金銭（以下、「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額を考慮した上で追加拠出する金銭を決定します。

### (5) 当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、取引市場を通じて行う予定です。

(6) 取締役に交付される当社株式の具体的な内容

当社は、事業年度ごとに、各取締役の職務執行の内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績目標の達成度等に応じて変動する係数を乗じて算出される株式ポイントを各取締役に付与します。

取締役に付与される1事業年度あたりの株式ポイント数の合計は、40万ポイント（当社普通株式40万株相当）を上限とします。

なお、取締役に付与されるポイントは、次の(7)に記載の株式等の交付等に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等によって増加または減少した場合には、株式ポイント1ポイントあたりに交付される当社株式の数を合理的な方法により調整します。

(7) 取締役に対する交付時期

取締役が退任し、受益者要件を充足した場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、取締役退任時までに付与された累積株式ポイント数に応じた当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、要件を満たす場合には、交付される当社株式の一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭を給付します。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 本信託に属する当社株式に関する議決権行使

本信託に属する当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9) 配当の取扱い

本信託に属する当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

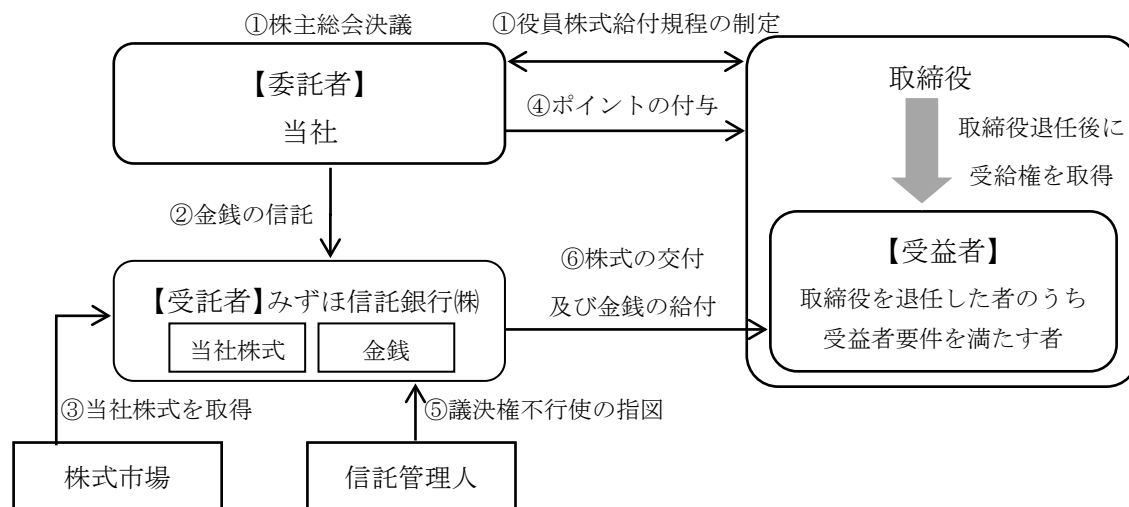
(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、本制度の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、株主還元策として、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

### 3. ご参考

#### <本信託の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度に係る取締役報酬の決議を得て、本株主総会で承認可決された枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。なお、「役員株式給付規程」の制定に際しては、報酬諮問委員会で審議を行います。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、取引市場を通じて取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役株式ポイントに株式ポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者に対して、当該取締役に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、株式ポイントの一定割合について、当社株式に代えて、時価で換算した金銭を給付します。

#### <本信託の概要>

- ① 名称 : 株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者 : 取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦ 信託の期間 : 平成 28 年 3 月末日で終了する事業年度中に本信託を設定してから本信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続)
- ⑧ 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ⑨ 取得する株式の総額 : 500 百万円を上限とする (5 事業年度分の株式取得資金として信託する金額)
- ⑩ 株式の取得方法 : 取引市場より取得
- ⑪ 株式の取得期間 : 平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの間 (予定)

以 上